
プロジェクト	実務対応 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて
項目	第 130 回実務対応専門委員会及び第 436 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 130 回実務対応専門委員会(2020 年 6 月 17 日開催)及び第 436 回企業会計基準委員会(2020 年 6 月 26 日開催)で議論された、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の事務局の追加的な分析についての聞かれた意見をまとめたものである。

II. 追加的な分析に対して聞かれた意見

報酬費用を計上する際の貸方項目について

(事前交付型(株式の発行)に関する意見)

第 130 回専門委員会で聞かれた意見

2. 払込資本の表示科目については、最終的には、法務省令で定められるということかもしれないが、会計基準の中でもある程度の方向性が分かるように、基準の結論の背景などに記載できるように進める必要があるのではないかと。

第 436 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. 資本金又は資本準備金の会社法における取崩の厳格性を考慮すると、その他資本剰余金で減額するということはある程度得ることであり、資本金又は資本準備金として計上していくことは、会社法の観点からも望ましいと考える。
4. 株式に対する払込を資本金、資本準備金として計上しないことは、株主や債権者の判断を誤らせる可能性もあるとされているが、その他資本剰余金とすることで判断を誤るという理由ではなく、会社法の従来の考え方を踏襲するというのみを示せばよいのではないかと。

(事後交付型に関する意見)

第 130 回専門委員会で聞かれた意見

5. 従来、実務で行われている現物出資構成の事後交付型について、負債として処理さ

れる例も見られることから、今回検討している事後交付型において純資産の株主資本以外の項目に計上する場合、差異が生じることになり、実務が混乱する可能性があるため、合わせて検討対象とすることはできないか。

6. 実務対応報告第 30 号における受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引では、引当金を計上することとされており、当該処理と事後交付型における処理につき整合させるべきかの検討が必要ではないか。
7. 純資産の株主資本以外の項目を新設する場合、連結財務諸表上の投資と資本の相殺消去や非支配株主持分への按分の対象となるか否かといった点にも影響するため、その科目の性質についても合わせて整理して頂きたい。

第 436 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

8. 今回検討している事後交付型は実質的には行使価格を 0 円とするストック・オプションのようなものに近いと会社法でも考えられるが、新株予約権ではないことから、純資産の部に株主資本以外の項目を新設することが良いと考える。
9. 今回検討している事後交付型の貸方科目を負債とする場合には、会計上の負債の定義に影響を与える可能性があるのではないか。

(付与日測定に関する意見)

第 130 回専門委員会で聞かれた意見

10. 事後交付型において、「契約日」を基準日として測定を行う場合、事前交付型についても当初の取引の流れや考え方は同様であることから、同様とすべきではないか。
11. 従来、実務で行われている現物出資構成の事後交付型について、最後の割当日の単価で測定し、毎期洗い替えを行っている例も見られることから、合わせて整理して頂きたい。
12. スtock・オプション会計基準では、対象勤務期間は付与日が起点とされているが、現行の実務では株主総会から次の株主総会までの 1 年間としているような例もあり、測定の基準日と勤務対象期間の起点との関係についても合わせて整理して頂きたい。

段階的に譲渡制限が解除される場合の取扱いについて

第 130 回専門委員会で聞かれた意見

13. まとめて処理することの方がメリットは大きいと考えられるが、案 2 とした場合、IFRS と基準上で差異が生じる点に懸念がある。

14. 選択適用を認めた場合、会計方針の選択によって資本金の額が変わってくるという点は懸念がある。ストック・オプションの実務において、どちらの方法が採用されるケースが多いかなども踏まえて検討して頂きたい。
15. IFRS を考慮した場合、案 2 とするのではなくストック・オプションと同様の取り扱いの案 1 とし、注記等で選択した処理を開示するというのが良いのではないか。
16. 案 2 の理由として、「権利確定までの期間が異なる株式の価格には大きな差異はない」との記載につき、事後交付型の場合は配当を受領できないことから差異は生じると考えられ、大きな差異がないと言えるかについては確認が必要なのではないか。
17. 別個の処理をする場合に、異なるグループで費用の計上と戻入がそれぞれ生じた際にそれらを相殺して、純額で処理することは考えられないか。

第 436 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

18. IFRS と同様の方法を選択可能なことや、権利確定条件の設定次第では株式の価格に差異が生じる可能性もあることから、ストック・オプション会計基準と同様の案 1 とすることがよいのではないか。
19. 権利確定までの期間が異なることにより株式の価格への影響が大きいという点と、各期の費用計上額を、インセンティブ効果を反映してどのようにするかという点は、別のものとして検討を行う必要があるのではないか。

会計処理の設例案について

(事前交付型（自己株式の処分）に関する意見)

第 130 回専門委員会で聞かれた意見

20. 自己株式の処分の場合に、報酬費用の計上に応じて対応する自己株式の消滅を認識していくという考え方もあるのではないか。
21. 自己株式の処分の案 1 について、無償取得される自己株式を当初の帳簿価額で計上する処理とするのが良いのではないか。

以 上